

大学における研究指導とアカデミックハラスメントの成否

星野 豊

・神戸地姫路支判平成29年11月27日平成27年(ワ)489号

大学は、立場の異なる者が多数参集する場である以上、対等でない立場を利用したハラスメントが、ともすると発生し易い環境であることは否定できない。このため、ほとんど全ての大学においては、ハラスメント防止対策として、被害相談体制等を整備して被害者の保護に努める一方、教員や上司が自己の立場を利用したハラスメントを行うことのないよう、各種の研修等が行われているところである。

しかしながら、現実には発生するハラスメント事案は、立場の異なる者が必然的に何らかの接触をしなければならぬ状況、典型的には、教員と学生との間における指導教育関係等で、比較的多く発生し易いのが実情である。しかも、かかる状況におけるハラスメントは、学生が指導教育を受ける過程における、指導教育方針、具体的な指導教育内容あるいは指導教育上の評価としてなされることが多いため、学生としては、自身の受けている被害を被害として認識するまでに相当の経緯を辿ることも少なくなく、また、最終的に学生は教員から単位認定を受けて卒業あるいは修了することを目的としている以上、自身の受けている被害に対して正面から法的措置を講ずることを躊躇することも珍しくない。特に、学生の受けているハラスメントが、指導教育上の評価を利用して行われている場合には、評価されている全ての学生が同様の被害を同時に被っているのではない限り、指導教育上の評価に対する理由のない不服とハラスメントに対する異議申立との区別が、必ずしも容易でない場合も生じうるほか、ハラスメントを受けていない学生にとっては、指導教育を行う教員がハラスメントの加害者であるとされること自体を以て、当該教員から指導教育を受けていたとの社会的評価において何らかの不利益が生じかねないことを懸念し、必ずしもハラスメントの被害を受けている学生に同調ないし支援をしないことも、充分考えられることである。

本稿では、大学院における教員の研究指導及び被害相談に対する大学の対応がハラスメントに当たると認定され、教員及び大学が学生に対して連帯して慰謝料の支払を命じられた事案である、神戸地姫路支判平成29年11月27日平成27年(ワ)489号を取り上げ、大学での教育指導上で生じうるハラスメントの特性について考えてみる。

【事実関係】

原告 X は、昭和62年から兵庫県の中学校教員として勤務している者であり、教育現場での経験から学校への不適応、不登校となっている生徒について、担任やカウンセラーが生徒本人や保護者にどう関与すればよいかについて学び現場で生かしたいと考え、平成24年4月、当時勤務していた訴外 A 市教育委員会からの派遣により、教育系大学を擁する国立大学法人被告 Y1 大学大学院修士課程に入学し、同大学の教授であった被告 Y2 のゼミに所属することとなった。

本件は、X が、研究指導上 Y2 から各種のハラスメントを受けて心身の支障を来した上、被害相談あるいはハラスメント調査の過程で Y1 大学から不誠実な対応を受けたと主張して、Y1 大学及び Y2 に対し、慰謝料1000万円の支払を求めた事案である。

本件における当事者間の主張は大きく隔たりのある部分があるが、裁判所の認定した事実関係は、次のとおりである。

(A) まず、X が Y2 からハラスメントを受けたと主張する事実関係については、以下のとおりであったとされている。

(1) Y2としては、修士論文の作成に当たっては、最初に、参考となる文献や論文を読んだ上で研究計画を立て、研究計画書を作成し、それをきちんと完成させた上で、データの収集や分析、考察を行って修士論文を完成させるという手順が望ましいと考えていた。しかし、Y2は、Xに対し、全体的な構想となる研究計画書の説明をし、その一部として「問題と目的」を作成するように話したことはなかった。加えて、Y2は、平成24年4月以降、Xに対して、入学後に基本文献を読みながらテーマを決定した上で、調査、収集すべきデータの内容を決めて予備調査を行い、調査の依頼先の選定や、質問項目や質問紙のレイアウト等を丹念に検討した上で、初めて正式な調査の実施を依頼し、調査実施後に、質問紙を回収し、そのデータを分析することで、入学年度の秋頃から論文作成に取り掛かるという論文作成の手順については指導しなかった。

(2) Xは、平成24年4月下旬頃、Y2から言われた修士論文の「問題と目的」を書いたが、Y2は、Xに対しては理由を告げることなくこれを返却した一方、書けないと発言した他のゼミ生に対しては、「私が今日1度書いてあげましょう」と発言し、全く違った対応をした。

(3) Y2のゼミでは、ゼミの学生が研究活動で行うインタビューや子供の心理の勉強のために、ゼミの学生がカウンセラー役となってクライアント役の学部学生から話を聞き出す訓練をし、その後、経験豊富な専門家であるスーパーバイザー（監督者）とともに面接及び応答の仕方を検討し、クライアントからうまく話を聞き出す方法について考えるという試行カウンセリングが行われていた。Y2は、平成24年4月27日、Xに対し、試行カウンセリングを行うに当たってスーパーバイザーを紹介した際、Xの都合を考慮せず、試行カウンセリングを優先するよう示唆した。

(4) Y2は、平成24年5月頃、Xに対して「100人に1人か2人、書けない人がいるんだよ。」などと発言した上で、「あなたは発達障害だよ」と発言したほか、平成24年6月頃、悩んでいるような顔つきをしているXに対し「いい精神科知ってますよ。教えたいですか」などと発言した。

(5) Y2は、平成24年6月9日、自らが参加している、不登校又はその傾向のある子供の保護者らが自身の体験や感じたことを臨床心理士に話し、臨床心理士から適切な助言を得るというグループカウンセリングを行う団体であるB会の集まりに、研究のためにXと出向いた際、Xに対し、不登校児の保護者の前でその子供の家庭教師をするように発言し、Xが、Y2に対して、電話でその依頼を断ったところ、「もう会うこともないと思いますよ」、「もう、やめますか？もういい！」と発言をした。

(6) Y2は、上記B会の集まりにXとともに出向き、不登校児の保護者が中学校やその教師にどのような感情を抱いたかを明らかにするための面談を行った際、事前に、Xに対して「行って話を聞けばよい」と発言し、上記面談について準備をするように指示していなかったにもかかわらず、当日になって、Xに対し、上記面談の準備をしてきたかを尋ね、準備をしていなかったXに対し、「あなたは1から100まで言わんとわからんのか！」と大声かつ厳しい口調でXを叱責した。

(7) Y2は、平成24年6月13日、Xが試行カウンセリングの日程を参加予定の学生の都合により延期したことについて、Xに対し、「なんで勝手に延ばしているんだ。その時点でもうダメだ」とXを叱責した。

(8) Xは、平成24年6月14日、Y2とともに訴外C団体主催の夜のサッカー教室の手伝いに参加した際に、Y2に対し、研究に必要なデータを集めるための調査に使用する質問紙を作ってゼミで見てもらってよいかと尋ねたところ、Y2はそれは不要であると回答した。Y2は、同月16日に、B会の臨床心理士が同会所属の保護者に対して行ったアンケート資料をXに渡し、「これ月曜日までにまとめてきなさい。こんな資料ないで」と指示した。そこで、Xは、同月18日に、このアンケートを要約したものを持ってY2の部屋へ行ったところ、同月14日に質問紙の作成を不要であると答えていたにもかかわらず、Y2は「質問紙の項目は？」とXに聞いた上で、「誰が、全部まとめてほしいと言った？あんに必要なのはどこや？」「いやあー。全くあなたは1から100まで言わなわからんのか。」と発言した上で、後2日で質問紙を作成するように指示した。

(9) Y2は、平成24年6月18日、Xとは同期の学生に対し、Xが性急に学校の教員からデータを取ろうとしていたことについて、「Xさんはちょっと暴走気味だね」と発言した。

(10) Y2は、平成24年6月20日、他の学生もいる院生ルームにおいて、Xに対し、Xが前日に行った試

行カウンセリングについて、「昨日隣の部屋であんたの試行カウンセリング聞いてたけど、あれはひどい。あれはカウンセリングじゃない。ただのおぼちゃんの世間話をしとるとしか言いようがない」と発言した。

(11) Xは、平成24年6月27日、Y2が私的に行っているC団体主催のサッカー教室の手伝いについて、研究に必要なデータ収集のために行う調査に使用した質問紙を回収しに行くので休みたいと申し出た。これに対し、Y2は、サッカー教室を休むことは不登校児からの信頼を失うことから避けるように注意するとともに、アンケートをするなら「問題と目的」が仕上がってからでないかと考察がうまくできず、地獄を見ることになると注意した。

(12) Y2は、上記(8)のとおり、平成24年6月18日に、Xに対して質問紙を作成するように指示をし、Xが作成した質問紙について2回添削を行い、同月22日には、Xがゼミを休んで、A市の学校へ質問紙を使用した調査に出掛けることについて許可をしたものの、同月27日、Xに対し、「で、「問題と目的」は書けたんですか」と尋ねた上で、Xが「いえ、まだ途中です」と回答すると、Xに対し、質問紙について具体的な問題点を説明することなく「倫理違反だ」、「あの質問紙にはクレームがついてる」などと発言した上で、「だいたい私に何を求めているんだ」、「地獄を見ろ」などと発言した。

(13) Y2は、平成24年7月6日、同月13日のゼミにおいて、Xに話し掛けなかった。

(14) Xは、平成24年8月3日から翌日にかけて開催されたY2のゼミ合宿において、修士論文の「問題と目的」を発表した、Xは、この時点で、Y2の添削を受けた質問紙に基づき、114名の教師からデータを収集しており、今後はそのデータの分析に取り掛かる予定であったにもかかわらず、Y2は、Xの発表中、理由を告げることなく突如「データを捨てろ。そして、「問題と目的」もテーマの1行目から全部リセットしろ」と命じた。

(15) Y2は、講義やゼミ、C団体主催のサッカー教室の際に、Xを度々「おばさん」などと呼んだ。

(16) Xは、平成24年8月下旬頃、Y2のゼミからD准教授のゼミに移籍したが、その後である平成25年4月1日、在職中に亡くなった教授が残した書籍、過去の修士論文や各種検査キットが保管されている検査室において、資料を閲覧していたところ、検査室は院生であれば指導教員に許可を得れば使用することができるにもかかわらず、Y2は、Xに使用目的を確認することなく、Xから検査室の鍵を取り上げた。そして、Y2は、その後、他の学生に対し、Xが検査室に単独で立ち入っていたと述べた。

(B) 次に、Xによるハラスメント相談及びハラスメント申立に関するY1大学の対応は、以下のとおりであったとされている。

(17) Xは、平成24年9月7日、E学長に対し、Y2の言動に関する相談をした。E学長は、同月11日、Xの友人であるFとの面談を実施した。

(18) E学長とG副学長は、同月28日、Y2が所属しているコースの教授らに、Y2の言動について学生から相談があったことを報告し、Y2の授業や指導の状況について確認した。

(19) G副学長は、翌10月9日、Fとの面談を実施し、ハラスメント対策委員会の手続を利用することについて打診したものの、Fは希望しないと回答した。他方、Fが、同月11日、Xを含めて面談を行うことを希望したため、G副学長とH副学長は、同月18日、X及びFと面談し、Y2の言動について聴き取り調査を実施した。

(20) E学長、G副学長、H副学長は、翌11月20日、Y2と面談を行い、Y2に対し、Xの名前や問題とされている行為を明らかにしない形で、数人の学生からY2の言動に対する苦情が出ていることを指摘し、ゼミでの指導や授業での言動を改善するように口頭注意をした。その際、同月16日に作成した「Y2教授による不適切な言動の状況」と題する提案箱への投書やX及びFの相談内容をまとめた資料をY2に見せた。

(21) E学長、G副学長及びH副学長は、同月22日、本件コースの教授らと協議を行い、Y2には口頭注意を行ったことを報告した上で、学生に対するケアを含めて対応するとの方針を確認した。

(22) 本件コースの教授らは、同月28日、学生らを集め、Y2の言動により嫌な思いをした学生がいたことを伝え、E学長がY2に口頭注意を行い、アカデミックハラスメント行為の再発防止を促したことを説明するとともに、学生らにおいて問題を抱えている場合には気軽に相談するように促したが、XやY2は、

その集まりに呼び出されなかった。

(23) E学長とG副学長は、翌12月12日、本件コースの教授らと、学生らに対する上記説明の結果や学生の反応を踏まえて協議し、Y2への口頭注意以降、Y2による指導は改善されているとの報告があったこと等を踏まえ、学生が意見を述べやすい環境作りを行うなどの対策を確認し、Y2については経過観察を行うこととした。

(24) G副学長とH副学長は、同月25日、Xに対し、その後Y2から被害を受けていないか確認した上で、経過観察を実施することとした旨伝えた。Xは、ゼミを移籍して以降は被害がないが、もし被害を受けることがあれば、次回はアカデミックハラスメント行為として申し立てると述べた。

(25) G副学長は、翌平成25年4月4日、XがY2から検査室の鍵を取り上げられるという被害を受けたことについて、X及びFと面談を行った。また、G副学長は、同月16日にも、Xと面談を行った。

(26) Y1大学は、翌5月18日に、本件コースにおいて、修士論文の第2回中間発表会が開催され、XやY2も出席したが、Y2は、遅参した上、私語を繰り返した。

(27) Y1大学の相談員は、翌6月5日、X及びFからY2の言動についてのハラスメント相談を受け、これを人権委員会委員長に報告した。X及びFは、同月14日、ハラスメント対策委員会に申立てを行った。

(28) Y1大学は、同月17日、G副学長を委員長とするハラスメント対策委員会を設置し、同委員会は、翌7月5日に、X及びFから聴き取り調査を実施した。

(29) Fは、同月17日、上記ハラスメント対策委員会において記録係を務めていたIに対し、アカデミックハラスメント行為の調査の進捗状況について確認する旨のメールを送信し、Xも同月25日、アカデミックハラスメント行為の調査の進捗状況について確認する旨のメールを送信した。これに対し、Iは、同月26日、X及びFに対し、これまでにハラスメント対策委員会が3回開催され、X及びFから聴き取った内容を検討し、今後、聴き取りが必要な関係者や当該教員からの事実関係の調査を行い、9月16日までに調査結果を人権委員会に報告する予定であるとメールで回答した。

(30) ハラスメント対策委員会は、同年8月16日と9月5日に、本件コースの教授らから聴き取りを行うとともに、同月25日には、Y2から聴き取りを行った。

(31) Iは、同年8月28日、Xに対し、これまでにハラスメント対策委員会が4回開催され、関係者や当該教員からの事実関係の調査を行い、調査結果をまとめる予定であるとメールで回答した。

(32) Iは、同年9月5日、Fに対し、調査を慎重に行う必要があるため、しばらく時間が掛かること、Y2に対する聴き取りを実施する旨の通知にFの氏名を記載すること、不利益取扱いの禁止のルールはあるが、不利益取扱い等の2次被害が生じた場合には、至急連絡をしてほしい旨メールで伝えた。

(33) Xは、同月6日、Iに対し、メールで、ハラスメント対策委員会の調査結果が出るまで不安な日々を送っており、これまでの調査結果をよく吟味した上で、迅速に結論を出すこと、2次被害を受けることのないように組織として対応してほしい旨を要望した。

(34) Fは、翌10月9日、Iに対し、Y2への聴き取りがどのようにされたのか、他の学生や教授に聴き取りがされたか、調査結果はいつ出るのかについて回答を求めるメールを送信した。

(35) Xは、同月11日、G副学長に対してメールを送信し、「もう少し時間が掛かる」と回答のあったまま、何の連絡もなく、調査の進捗状況も知らされずに不安な日々送っていることについて訴えた。これに対し、G副学長は、同月12日、Xに対し、メールで、慎重に調査を進めている関係で時間を要していること、修士論文の中間発表が迫っていることを踏まえ、来週か再来週には、一度報告をすることを伝えた。

(36) Xは、同月20日、G副学長に対してメールを送信し、中間発表に向けての何らかの対策や調査の進捗状況について確認したが、G副学長は、Xに対し、メールで「ある程度安心して中間発表に臨んでください」という趣旨の回答をした。

(37) Y1大学は、同月23日、Xから、月27日と同年11月10日開催の修士論文の中間発表会について、Y2の出席を禁止してほしいとの申し出があったことから、ハラスメント相談に伴う事態の改善を図るための応急的な措置としてY2を欠席させることを決定した。

(38) X訴訟代理人らは、同年12年11日付けで、Y1大学に対し、本件について事実調査、検証の内容及

進捗状況の報告等を求めた。また、ハラスメント対策委員会は、同日、Y2の言動についてアカデミックハラスメント行為として対応する必要があると人権委員会に報告し、人権委員会は、ハラスメント対策委員会の調査結果についてE学長に報告した。

(39) Y1大学訴訟代理人らは、同月18日、X訴訟代理人らに対し、ハラスメント対策委員会において調査を終了しており、近日中にその結果を学長に報告する予定であると回答した。

(40) 人権委員会は、同月19日、調査結果報告書を作成し、E学長は、翌平成26年1月21日、Y2の言動がアカデミックハラスメント行為に当たると判定し、その内容をX及びFに通知し、同年3月5日、Y2に対して、減給の懲戒処分を行い、これを公表した。

【判旨】 請求一部認容（Y1大学及びY2が連帯して慰謝料・弁護士費用計110万円）。

1 「指導教授による学生に対するアカデミックハラスメント行為は、指導者である教授が、学生の単位や卒業の認定、論文の提出の許可などについての強い権限を持つという圧倒的な優位性に基づき、学生に対して行われる暴言、暴力や義務なきことを行わせるなどの理不尽な行為をいい、研究室の閉鎖性・密室性ゆえに発生するものである。具体的な例としては、学習や研究活動の妨害、卒業や進級の妨害、指導の放棄、指導上の差別的な取扱い、研究成果の収奪、暴言や過度の叱責、誹謗中傷、私用の強制、プライバシーの侵害などが挙げられる。そして、これらの行為は、学生の人格を傷つけるとともに、学習環境を悪化させることで、学生の学習、研究活動の権利を奪う違法なものである。」
「もっとも、教授は教育研究活動を行うに当たって広範な裁量を有することから、学生に対して教育・研究活動の一環として指導や注意等を行うことも教授の裁量として認められ、直ちに違法であるとはいえない。そうすると、教授の学生に対する言動がアカデミックハラスメント行為に該当し、違法であるか否かは、その言動がされた際の文脈や背景事情などを考慮した上で、教授としての合理的、正当な指導や注意等の範囲を逸脱して学生の権利を侵害し、教授の裁量権の範囲を明らかに逸脱、濫用したか否かという観点から判断すべきである。」

2 (1) (2) [※事実関係において付した(1)～(40)の番号に対応する。以下同じ]「Y2が、入学後2週間目から、何らの指導もしないまま、Xに対し、いきなり修士論文を作成するように指示したことを認めるに足る証拠はない。加えて、修士課程の学生は一般にある程度の論理的な思考力を有しており、4月はまだ研究活動が始まったばかりの時期であることからすると、教授から指導される前にまずは自分で問題点を分析し、自ら論文として明らかにする目標を設定する能力を身につける目的で、明確な理由を告げずに返すことも、教授の指導として正当な範囲であるといえないこともないから、Xが修士論文の冒頭の「問題と目的」を書いたのに対して、理由を告げることなく返却した行為は、教授の裁量権の範囲を逸脱、濫用したものとまでは認められず、アカデミックハラスメント行為に該当して、違法であるとはいえない。」
「しかし、Y2が、修士論文冒頭の「問題と目的」に関し、Xに対しては上記で述べた態度を取りながら、その書き方がわからない他のゼミ生に対して、「私が今日1度書いてあげましょう」と全く違った対応をした行為は、同じゼミに属するXと他の学生との間で差別的な取扱いをするものであり、そのような取扱いについて合理的な理由がなければ、学生として教授から能力の差に応じて等しく指導を受けつつ学習、研究活動を行う権利を侵害するもので、教授の裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるといえることができ、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法であるといえるべきである。」

(3)「Y2が、平成24年4月27日、Xに対し、試行カウンセリングを行うためのスーパーバイザーを紹介するに際し、Xの都合を考慮せず、試行カウンセリングを優先するよう示唆した行為は、結果として、Xが希望する講義の受講を諦めさせ、Xの研究活動を妨害したことが認められる。」
「さらに、試行カウンセリングは不登校児の心理を理解することでXの研究活動に役立つものではあるものの、大学院の修了に必須というわけではなく、試行カウンセリングをしない学生もあり、Xが試行カウンセリングを優先して直ちに実施しなければならないという合理的な理由もうかがわれないことからすれば、教授の裁量の範囲を逸脱するもので、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法であるといえるべきである。」

(4)「Y2が、平成24年5月から6月頃にかけて、Xに対して「100人に1人か2人、書けない人がいるんだよ。」「あなたは発達障害だよ。」「いい精神科知ってますよ。教えたげようか」などと発言した行為は、発達障害者や精神疾患のある者をおとしめる意味を含むとともに、Y2の期待した行動とはならないXを発達障害のある者又は精神疾患のあ

る者と決めつけ、Xの人格を傷つけるものであり、そのような発言におよそ合理的な理由や正当性を見出すことはできず、教授の裁量権の範囲を明らかに逸脱、濫用したものであるから、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法であるというべきである。」

(5)「Y2は、平成24年6月9日、Xに対し、研究のためのインタビューに出向いたB会の集まりにおいて、保護者の前でその子供の家庭教師をするように発言した行為については、確かに不登校の子の家庭教師をすることで、不登校の子供の心理を理解するのによい機会を作ることとなり、不登校の研究に資する面も否定はできないが、家庭教師をしなければ子供の心理が理解できないものではないことから、あくまで本来の研究活動とは異なる私用としての側面が強いといえる。」「それにもかかわらず、Y2は、不登校の子供の家庭教師をする趣旨やその必要性についての何ら説明をすることなく、保護者の前という断りにくい状況下で家庭教師をするように発言し、Xに事実上諾否の自由を奪って私用を強要した点で、合理的な指導の範囲を逸脱、濫用し、学生の意思決定の自由を侵害し、教授の裁量権を逸脱、濫用したものであるから、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法であるというべきである。」

(6)「Y2は、B会の集まりにおいて不登校の子供の保護者と面談する際の準備について、平成24年6月9日の時点では、修士論文の作成に必要なデータそのものを取るために質問事項を細かく決めることまでは無理であるとしても、不登校児を抱える保護者が、子供が不登校であった際に中学校やその教師にどのような感情を抱いたかを聞くことで質問事項を作成するためのヒントとなる話を聞き出す必要があるという趣旨で「行って話を聞けばよい」と言ったにすぎないと主張する。」「しかしながら、「行って話を聞けばよい」という発言だけからは、Y2が主張するような同人の意図を汲み取ることは困難であり、Xが面接をするに当たり特に何の準備もしなくてよいと考えたことも無理からぬところで、Xが面接の意図について十分に理解できなかった可能性がある。他方、Y2が、面接の目的について、他の機会にXに説明していたことを認めるに足る証拠もない。」「そうであるとすれば、Y2の上記行為は、面接における事前の準備の必要性について丁寧に説明せずに、前後で矛盾するような指示をしてXを混乱させ、Xの研究活動を妨害するとともに、指示に従わなかったXに問題があるかのように非難している点で、不合理な叱責であり、Xを侮辱し、その人格を著しく傷つけるものであるから、教授の裁量権の範囲を逸脱、濫用し、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法というべきである。」

(7)「Y2が、Xが試行カウンセリングの日程を参加予定の学生の都合により自己の判断で延期したことに関し、Xを叱責した行為について、Xは、Y2に延期について事情を説明していたにもかかわらず、一方的に叱責されたと主張するのに対し、Y2は、スーパーバイザーは多忙な方が多く、延期を繰り返した場合に次回から引き受けてもらえなくなる可能性がある上に、2回の延期がY2に対する事前の相談なく行われたことから、叱責をしたものであると主張する。」「この点について、試行カウンセリングを行うに当たってはY2がスーパーバイザーとの日程の調整を行っていることからすれば、その日程を変更するに当たっては、Y2に了承を得ることが望ましいと考えられる。ところが、XはY2に対して、試行カウンセリングの日程の変更について事前に説明しておらず、専門家であるスーパーバイザーに迷惑をかける可能性も生じることになることからすれば、Y2の行為は合理的な叱責の範囲内であるということができ、教授としての裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるとまでは認められない。」

(8) Y2が、平成24年6月14日、Xの質問に対して、研究に必要なデータを集めるための調査における質問紙の作成について、「そんなのせんでええ」と回答したものの、同月16日、B会に関するアンケート資料をXに渡し、同月18日の月曜日までにまとめるように指示をし、更に、同月18日に、Xがこのアンケートを要約したものを持ってY2の部屋へ来たのに対して、「質問紙の項目は？」とXに聞いた上で、「誰が、全部まとめてほしいと言った？あんなに必要なのはどこや？」、「いやあー。全くあんなは1から100まで言わなわからんのか。」と言った上で、あと2日で質問紙にするように指示した行為について、Y2は、Xに対し、質問事項の精査はゼミにおいてではなく個別に行くと述べたにすぎず、Y2が質問紙作成の資料としてXに渡したアンケート資料は、Xの修士論文作成に役立つことから、当該論文における質問項目の作成の参考とするために、関係者の承諾を得た上でXに交付したもので、質問紙の原案を作成するように一貫して指示していたと主張する。」「しかしながら、質問紙を作成してゼミで見てもらってもよいかというXの質問に対して、Y2の「そんなのせんでええ」という回答は、質問紙を作成しなくてもよいという意味に受け取られるのが通常であり、また、B会に関するアンケート資料をXに渡した上で、「これ月曜日までにまとめてきなさい。こんな資料ないで」と言った点についても、それだけでは、質問紙の原案を作成するという指示をしたものと理解することは容易ではなく、アンケートを要約するように指示をされたXが受け取ったこともやむを得ないところであ

る。そして、Y2が主張するような自らの意図について、証拠上他の機会にXに対して説明したことを認めるに足りる証拠はない。」「したがって、Y2の行為は、質問紙を作成する必要性についてXに丁寧に説明せず、前後で矛盾するような指示をしてXを混乱させ、Xの研究活動を妨害するとともに、指示に従わなかったXに問題があるかのように非難している点において不合理な叱責であり、Xを侮辱し、その人格を著しく傷つけるものであるから、教授としての裁量権の範囲を逸脱し、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法であるというべきである。」

(9)「Y2は、平成24年6月18日、Xと同期の学生に対し、Xが性急に学校の教員からデータを取ろうとしていたことについて、「Xさんはちょっと暴走気味だね」と発言したことを認めている。」「Y2の上記発言は、Xが学校の教員から性急にデータを取ろうとしていたことについて、それが望ましくないという教授としての意見を表明したものであって、同期のゼミ生の前で話した点については、その必要性には疑問が残るものの、Xを誹謗中傷するものであるとまではいえず、教授の裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるとまでは認められないから、アカデミックハラスメント行為に該当して、違法であるとはいえない。」

(10)「Y2が、平成24年6月20日、他の学生もいる院生ルームにおいて、Xが前日に行った試行カウンセリングについておぼちゃんの世間話と評して否定的評価を述べたことは、それ自体だけを見れば、Xを侮辱し、人格を傷つけるものであるとも思われる。」「しかしながら、学生が行った試行カウンセリングについて気になった事項の指摘や学生に対する指導、注意を他の学生がいる場で行うことは、他の学生からも客観的な指摘を受けることで互いに自らのカウンセリングの問題点について自覚し、クライアントからの話の聞き出し方について改善を図るために有益であると考えられることからすれば、どこが問題であるかを具体的に指摘し、その上で上記発言がされたとすれば、具体的な問題点について比喩的に表現したものであり、比喩の内容はやや適切さを欠くとしても、合理的な指導の範囲を逸脱したものであるとまではいえない。」「そして、Y2は、Xに対し、試行カウンセリングの際に、通常は聞こえないはずの面談の声が隣の部屋まで聞こえてきたことから、Xにカウンセリングの場面では相談に來ただけのクライアントに対して、感情的に盛り上がることは適切でないと注意した趣旨であることが認められ、Xの試行カウンセリングの問題点についてある程度は具体的に指摘をしていたと考えられるから、上記発言は、アカデミックハラスメント行為に該当せず、違法であるとはいえない。」

(11)「Xは、平成24年6月27日、C団体主催のサッカー教室の手伝いについて、質問紙の回収に行くために休みたいと申し出たのに対し、Y2は、サッカー教室を休むことは不登校児からの信頼を失うことから避けるように注意するとともに、アンケートを実施するのであれば研究計画書が仕上がってからでないと考察がうまくできず、地獄を見ることになることに注意したことが認められる。」「上記行為のうち、Y2が、サッカー教室を休むことは不登校児からの信頼を失うことから避けるように注意した行為については、上記のとおり不登校児の心理に望ましくないと考えられることから、Y2の上記行為は、正当な注意の範囲内であって教授としての裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるとまではいえず、Xの私生活に不当な干渉をしてプライバシーを侵害するものとは認められないから、アカデミックハラスメント行為には該当せず、違法であるとはいえない。」「他方、Y2が、アンケートを実施するのであれば研究計画書が仕上がってからでないと考察がうまくできず、地獄を見ることになることに注意した行為については、Y2としては、研究計画書が未完成の状態でも調査を行っても、データの集積が不十分になり、うまく考察を行うことができず苦勞すると考えており、そのことについて忠告する趣旨で注意をしたものであると認められることからすれば、正当な注意の範囲内であって教授としての裁量権の範囲を逸脱、濫用したものであるとまではいえず、Xの研究活動を妨害したものであるとは認められないから、アカデミックハラスメント行為には該当せず、違法であるとはいえない。」

(12)「一般的には、倫理委員会が研究計画を承認してからでないとアンケート等によるデータ収集は認められないところ、Y2は、研究計画を完成させていない段階で行っていたXのデータ収集は倫理的に問題があり、Xの作成した質問紙は、心理学や社会調査における質問の仕方において不十分であり、まだアンケートを実施するのに十分な内容には仕上がっていなかったことから、上記の点をXに指摘しており、平成24年6月27日の時点ではXが作成した質問紙の内容やXが調査に行くことについて了承をしてはいなかったものの、Xが焦る気持ちも理解できたことから、調査に行くことを中止するには述べなかったと主張する。」「しかしながら、倫理違反の行為は、それが発覚すれば場合によっては学生の研究活動ができなくなるおそれもある上、質問紙の内容が不十分なままデータ収集を行っても、無駄な結果となるばかりか、その後の分析、考察を経ての論文作成に大きな支障を来すことになることは容易に想像できることに鑑みると、仮にY2の主張するとおり、Xの作成した質問紙が不十分であり、かつ研究計画の上からその質

問紙によるデータ収集等に倫理上の問題が発生すると考えたのであれば、Y2としては、Xの作成した質問紙について具体的な問題点を指摘しながらその改善を促し、かつ、Xが倫理違反の行為を犯すことがないように、研究計画を完成させてから調査に行くべきで、それまでは調査に行かないように強く指導するべきであったといえる。」「ところが、Y2は、平成24年6月18日に、Xに対して質問紙を作成するように指示をし、Xが作成した質問紙について2回添削を行ったままで、それ以上にはXの質問紙の問題点について指導をしたことを認めるに足る証拠はない。そうすると、このようなY2の行為からすれば、Xが質問についてY2からこれで問題ないとの了承を得たものと受け止めるのは自然なことである。また、Y2は、同月22日には、Xがゼミを休んでA市の学校へ調査に行くことについて許可しており、Xとしては、調査に行くことについて研究倫理上何ら問題はないと考えることも自然である。」「それにもかかわらず、Y2は、同月27日、Xに対し、「で、問題と目的は書けたんですか」と尋ねた上で、Xが「いえ、まだ途中で」と回答すると、Xに対し、質問紙の具体的な問題点や、調査に行くことがなぜ倫理違反となるのかについて何ら説明をすることもなく、「倫理違反だ」、「あの質問紙にはクレームがついている」などと発言した上で、「だいたい私に何を求めているんだ」、「地獄を見る」などと発言した行為は、質問紙の作成や調査に行くことに関して前後で矛盾する指導となり、不合理な指示によりXを混乱させ、Xの研究活動を妨害する結果となるとともに、Xに十分な指導や説明をしなかったという自らの落ち度を棚に上げ、指示に従わなかったXに専ら問題があるかのように非難している点で不合理な叱責であり、更にXを侮辱し、その人格を著しく傷つけるものであるから、教授としての裁量権の範囲を明らかに逸脱、濫用しており、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法というべきである。」

(13)「Y2が、平成24年7月6日と同月13日のゼミ中にXに話し掛けなかった行為について、Y2のゼミはXを含めて6名と少人数であるから、2回連続してゼミの間特定のゼミ生に終始話し掛けないというのは通常は考えにくいといえる。」「この点について、Y2は、平成24年7月6日と同月13日のゼミでXに話し掛けなかったのは、研究計画書についてXに質問をすることで、Xを焦らせるのは良くないと判断から、必要不可欠な指導はしつつ、研究計画書の完成を待つ趣旨であったと主張する。」「しかしながら、Xは、Y2の方針とは異なり、研究計画書の作成よりもデータ収集を優先していた上に、データ収集もうまくいっていなかった点で問題があったということであるから、Y2の主張を前提とすると、このようなXについてしばらく何もしないことで事態が改善する可能性があったとは考えにくく、また、Y2が、その後Xがゼミを移籍するまでの間、Xに対し、研究計画書について作成状況を確認したり、具体的な指導を行ったことを認めるに足る証拠はないことからすれば、Y2の主張は不合理であり採用することができない。」「したがって、Y2の上記行為は、合理的な理由が認められず、指導を放棄し、Xの人格を傷つける行為であって、教授としての裁量権の範囲を逸脱し、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法というべきである。」

(14)「Y2が、平成24年8月3日から翌日にかけて開催されたY2のゼミ合宿において、Xが修士論文の「問題と目的」を発表した際に、理由を告げることなく突如「データを捨てろ。そして、「問題と目的」もテーマの1行目から全部リセットしろ」と命じた行為について、そもそも、質問紙に基づいて収集したデータを捨てて、修士論文の冒頭部分の「問題と目的」を作成し直すことは、Xの研究テーマを全否定するものであるとともに、それまでの作業が全て無駄となることを意味し、2年間という限られた期間で修士論文を書き上げなければならないこと、Xは、この時点で、Y2の添削を受けた質問紙に基づき、114名の教師からデータ収集をしており、今後はそのデータの分析に取り掛かる予定であったことをも考慮すると、合理的な理由がない限り、Xの研究活動に重大な支障を生じさせ、ひいては、2年間での修了を妨害するものであり、教授の裁量権の範囲を逸脱、濫用し、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法であるというべきである。」「この点につき、Y2は、Xが発表した研究計画書の「問題と目的」は6割程度できていたものの、どういう方法や手順でデータを集め、集めたデータをどのような方法で分析するのかについて書けないまま、データを集めて分析しようとしていたために、行き当たりばったりの分析しかできておらず、正しい分析ができていなかったことから、一から書き直したほうがすっきりと穴なく書き上げることができるのではないかと感じたことから、そのような行為をしたと主張する。」「しかしながら、仮にY2がそのように考えたのであるとしても、2年間という限られた修士課程の期間の中で、質問紙に基づいて収集したデータを捨てて、修士論文の冒頭部分の「問題と目的」を作成し直すとすれば、学生にとって重大な不利益となることは明らかで、Y2としては、まずは、Xの修士論文の冒頭部分の「問題と目的」や質問紙について問題点を指摘した上で、既にあるものを基にして問題点を克服できないかどうかを検討し、それでも改善の余地がない場合に、初めてデータを捨てて、修士論文の冒頭部分の「問題と目的」を作成し直させるべきである。ところが、Y2は、Xに対して修士論文の冒頭部分の「問題と目的」や質問紙について

の問題点を指摘したことはうかがわれない上、既にあるものを基にして問題点を克服できないか否かについて検討したと認めるに足る証拠はないことからすれば、上記 Y2 の行為は、合理的な理由がなく、X のこれまでの研究活動を全否定するに等しく、その後の研究活動に重大な支障を生じさせ、更には、2 年間で修士課程の修了を妨害するものであり、教授の裁量権の範囲を逸脱、濫用し、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法というべきである。」

(15) 「Y2 が、講義やゼミ、サッカー教室の際に、X を度々「おばさん」等と呼んだ行為について、サッカー教室で、子供の目線から親しみを込めた表現として、X のことを「おばさん」等と呼ぶことがあったとしても、Y2 が少なくとも講義やゼミにおいてそのように呼ぶことは、X が了承をしているのであれば格別、X の年齢や性別を理由とした侮蔑的な呼称であり、X の人格を傷つけるものであるから、教授としての裁量権の範囲を逸脱しており、アカデミックハラスメントに該当し、違法というべきである。」

(16) 「本件コースの学生は研究目的であれば、指導教員の許可を得て検査室への立入りが許されていることからすれば、Y2 が使用目的を確認しないまま、X から検査室の鍵を取り上げた行為は、学生の研究活動を妨害し、教授の裁量権の範囲を明らかに逸脱、濫用したものであるから、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法というべきである。」また、「本件コースの学生は、研究目的であれば指導教員の許可を得て検査室への立入りが許されているところ、あえて X が検査室に単独で立ち入っていたことを学生の前で述べたことは、X がルール違反の問題行動を起こしているかのような印象を他の学生に与えるもので、X の名誉を傷つけ、誹謗中傷し、教授の裁量権の範囲を明らかに逸脱、濫用したものであるから、アカデミックハラスメント行為に該当し、違法というべきである。」

3 「国立大学法人法は、独立行政法人通則法51条を準用しておらず、国立大学法人法19条の適用のある場合を除けば、国立大学法人の教職員は、みなし公務員ではないとされていることに加え、国立大学の設置主体が国から国立大学法人に変更されたことにより、私立大学と学生との間の在学契約と、国立大学法人と学生との間の在学契約には何らの差異を見出すこともできないといえる。そして、大学教授が大学において、教育、研究活動を行うこと自体は、公権力の作用ではなく、警察官や消防士のように公権力を行使するに当たっての萎縮効果といったリスクを考慮する必要もない。そうすると、このような関係においては、国家賠償法1条1項の損害賠償責任は使用者責任と同様に考えることができるから、公務員個人の不法行為責任を否定する理由はなく、Y2 個人も、民法709条に基づく不法行為責任を負うと解すべきである。」

4 「国立大学法人と学生との間の在学関係は、契約関係であるところ、Y1 大学は、信義則上、教育、研究に当たって支配管理する人的及び物的環境から生じ得る危険から、学生の生命及び健康等を保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っていると解される。」「そして、指導教授による学生に対するアカデミックハラスメント行為は、指導者である教授が、学生の単位や卒業の認定、論文の提出の許可などについての権限を持っていることによる学生との間で圧倒的な力関係の差や、研究室の閉鎖性・密室性ゆえに発生しており、アカデミックハラスメント行為を受けた学生は肉体的、精神的にダメージを受けることは公知の事実である。」「そうだとすれば、Y1 大学としては、安全配慮義務の具体的内容として、アカデミックハラスメント行為が発生する以前においては、①アカデミックハラスメント行為の防止のために教職員に対する教育・研修を実施する義務があり、また、実際にアカデミックハラスメント行為が発生した後においては、②被害を申告してきた被害者の言い分に耳を傾けて誠実に対応し、③被害者の学習環境が損なわれることのないように配慮をし、④事実関係を調査して適切な時期に被害者に報告するとともに、⑤加害者によるさらなる加害行為を防止する義務を負っていると解するのが相当である。」

5① 「Y1 大学としては、X に対するアカデミックハラスメント行為が発生する以前の時点で、アカデミックハラスメント行為の予防のため、ハラスメント防止規程の周知徹底、教職員に対する教育・研修を実施する中で、少なくとも、過去にアカデミックハラスメント行為を行った Y2 について情報収集をし、加えて、Y2 個人に対し新たなアカデミックハラスメント行為の予防のため個別に研修や面談による指導を実施すべき義務があったというべきである。」「これを本件についてみると、Y1 大学は、平成16年4月1日、ハラスメント防止規程を制定し、ハラスメントを定義づけし、Y1 大学の教職員や学生にハラスメントを防止する義務を課し、ハラスメント防止ガイドラインを毎年作成し、全教職員や学生にパンフレットの体裁で配布して、Y1 大学の基本姿勢、ハラスメントの具体例、ハラスメントをなくすための心構えや方法、対応手順を紹介するなどして、ホームページにも同様の情報を掲示し、更に、全学教職員会議において、ハラスメント対策に関する講演会を開催していたものの、Y2 については、自らの行為をアカデミックハラスメント行為として認識を持つに至っていないことを述べていたことからすると、Y2 に対して、再度アカデミックハラス

メント行為をしないように、個別に教育、研修を実施していなかったことは、教育研修として不十分であり、上記義務に違反するというべきである。」

② 「ハラスメント防止規程によれば、Y1大学では、ハラスメントに関する相談窓口として、ハラスメント相談員が置かれており、ハラスメントの被害を受けたとされる者から相談の申込みを受けた際には、同相談員は関係者から事実関係の聴き取りをしたり、応急的な助言等を行ったり、同規程に基づくハラスメント排除のための措置などについての手続を説明したりするほか、相談内容を記録した上で、人権委員会に報告することになっており、人権委員会にこの報告があった場合には、2週間以内にハラスメント対策委員会が設置されることとなっていた。」「Fは、平成24年中の相談が、ハラスメント対策委員会を立ち上げるための正式な手続ではないことは理解しており、ハラスメント対策委員会を立ち上げる方法についてG副学長から手続教示も受けていたが、この時点では、Fが精神的なダメージ、自分の名前が明かされることによる2次被害を恐れていた上、Y1大学側が動くことでY2の言動も改善するだろうという思いもあり、正式にハラスメント対策委員会を立ち上げてもらうとまでは考えていなかった。」「Xの所属していた本件コースでは、Y2が本件コースの教職員の中で最も年長者であり、他の教職員がY2に意見を述べにくい状況にあったこと、本件コースの学生数が少ないことからして、学生が報復等を恐れてハラスメント被害の申立てを躊躇しがちな環境、雰囲気があり、Y1大学は、関係者から聴き取りをする中でこれらの事実を認識することができたといえる。」「そうであれば、Y1大学としては、Xがハラスメント対策委員会を立ち上げた上での調査を望んでいたとしても、被害を申告したことによるプライバシー侵害、名誉棄損、報復等の2次被害を恐れて躊躇している可能性があることを考慮し、Xに対し、相談員が相談内容を相談記録票に記載しないとハラスメント対策委員会を立ち上げられないという手続の流れを説明する必要があった。」「しかし、Y1大学の担当者は、ハラスメントの被害を受けたとされる者からハラスメント対策委員会を立ち上げたいとの要望がなくても、ハラスメント対策委員会を立ち上げることが可能であることを知らなかった上、Xに対し、相談員が相談内容を相談記録票に記載することでハラスメント対策委員会が設置されるという手続の流れについて明確に説明しなかったことが認められ、上記義務に違反する。」

③ 「Xが所属する本件コースの学生は、いずれかの教授のゼミに所属していたが、別のゼミの指導教員とも接する機会は多かった。また、本件コースの学生は、平成24年当時、ゼミ室がなく、主に教育・言語・社会棟の1階を利用していただほか、同棟と中庭を介して隣接する附属図書館、大会館、共通講義棟、情報処理センター、自然・生活・健康棟を利用していた。」「Y2は、教育・言語・社会棟にある自らの研究室と、本来は学生が利用する院生ルームにいることが多かったため、X及びFは、ゼミが異なっても、Y2と接触する可能性が十分にあった。そのため、X及びFは、アカデミックハラスメント行為の被害を受けた後は、Y2に会わないように周囲の協力を得て注意しながら行動しており、Y1大学も、X及びFに対する聴き取りの中でそのことを聞いていた。」「アカデミックハラスメント行為の被害を受けた学生については、その名誉やプライバシーを保護し、加害者や周辺の者によるさらなる被害を受けることがないようにし、安心して研究活動を行えるようにする必要性があり、このことはハラスメント防止規程16条にも規定されている。そうすると、Y1大学は、Xが安心して研究活動に取り組めるように、Y2に対し、行動範囲の限定、院生ルームへの出入禁止、中間発表会への出席禁止、Xに対する誹謗中傷やXの名誉を棄損するような言動の禁止等の方法で、Xが安心して研究活動に取り組めるような環境を整える義務があった。」「ところが、Y1大学は、上記事実(22)及び(24)に認定した措置を講じたのみで、Y2に対し、院生ルームへの出入禁止、Xに対する誹謗中傷やXの名誉を棄損するような言動を禁止するなどの措置を一切講じておらず、Xが安心して研究活動に取り組めるような環境を整備する義務に違反した。」

④ 「Y1大学は、Xに対し、ハラスメント対策委員会の調査に3か月の期間の制限があることを理由に、平成25年6月になってからハラスメント対策委員会への申立てをするように求めたことが認められる。」「しかし、ハラスメント防止規程13条3項によれば、ハラスメント対策委員会は設置された日から3か月以内に調査を終了するように努めなければならないと規定されているが、これは、その規程の文言からすると、被害回復を早期に図るため3か月以内に終了することを努力義務として定めたものにすぎず、事案が複雑、困難である場合には、調査期間が3か月を超えることも許す趣旨であると解される。むしろ、アカデミックハラスメント行為の被害者から要望があった場合には、被害者の救済のためにも早期にハラスメント対策委員会を立ち上げて調査を行うことが求められるもので、調査期間が限られているとしてハラスメント被害の申出を遅らせることは、ハラスメント防止規程の趣旨に反するといえる。」「そうだとすれば、Y1大学としては、平成25年4月の時点で、XからY2の行為についてハラスメント対策委員会を立ち上

げてほしい旨の要望があった以上、直ちに同委員会を設置し、調査を開始すべき義務があったというべきである。」「したがって、Y1大学が、3か月以内に調査を終了しなければならないという規程を形式的に適用し、合理的な理由なくハラスメント対策委員会の立上げを遅らせた行為は、上記義務に違反し、Xの救済を遅らせるものであって、違法である。」

⑤ 「さらに、ハラスメント防止規程15条1項によれば、ハラスメント対策委員会による調査が終わった時点で、ハラスメント被害者に対して判定の内容及び理由について説明すると規定されていること、同規程15条3項及び通知書によれば、判定の内容及び理由について不服があるときは異議申立てができるとされていることからすれば、ハラスメント被害者が調査内容について検証し、調査に問題があるとして異議申立ての機会を与えるためにも、少なくとも判定の具体的な内容及び理由について口頭又は書面で説明をすべき義務があるというべきである。」「ところが、Y1大学は、Xに対し、判定の具体的な内容及び理由について口頭又は書面で説明を行ったことを認めるに足りる証拠はないことからすれば、上記義務に違反する。」「以上によれば、Y1大学は、調査の開始を遅らせ、調査の進捗状況や最終的な結果についての報告が不十分であった点で、調査報告義務に違反する。」

⑥ 「Y1大学としては、アカデミックハラスメント行為が発生した場合には、そのような事態が二度と発生しないような措置を講じる義務を負っている。」「本件では、Y1大学は、平成24年11月には、関係者への聴き取りの中で、X以外にもY2から暴言、指導放棄、差別的取扱いなどの被害を受けている学生がいたことを把握していたこと、E学長とG副学長らが同月にY2に口頭注意をした際には、Y2は重大に受け止めるとしつつも、Xが主張するアカデミックハラスメント行為について事実関係の多くを否定していたことが認められる。」「そうすると、Y1大学としては、XがY2から再度アカデミックハラスメント行為を受けるおそれがあることを認識し、平成24年11月の時点で、そのような事態が発生しないように、Y2に対して、定期的に面談、研修等による指導をするなどの方法により再発防止策を講じるべき義務があったといえる。」「ところが、Y1大学は、平成24年11月以降、上記に認定したとおりの措置を講じたのみで、それ以上に何らの措置を講じておらず、その結果、Xは、平成25年4月に再度アカデミックハラスメント行為を受けていることからすれば、Y1大学は、上記義務に違反しており、不法行為が成立する。」

【研究】

本件は、ある程度の長期間にわたって、研究指導として行われたY2の種々の行為が、Xに対するハラスメントとなるものを少なからず含んでいたことを認定すると共に、XがY1大学に対して被害相談を行った際、手続の説明、手続の進行、被害者の安全の保護、及び再発防止対策についてY1大学の対応に義務違反があり、結果としてY1大学とY2とが連帯してXに慰謝料を支払うように命じた、典型的なアカデミックハラスメントの事案である。

本判決は、Xの主張の全てを事実ないしハラスメントとして認定しているわけではなく、一部の発言等については認定できる証拠がないとしたり、研究指導における教員の裁量の範囲内であるとの判断をした部分もあるが、Xが人格を傷つけられたと感じた行為の多くについては、研究指導上の合理的な理由がないとして、ハラスメントであると判断している。具体的には、学生相互間で異なる差別的な取扱いをしたこと、研究指導上の発言が一貫していないか、あるいは真意が伝わりにくい表現をしたためにXを混乱させたこと、Xに対して明確な研究指導上の方針を告げることなく、Xの行った研究資料等を破棄して全てをやり直すように命じたこと、Xに対する評価を他の学生の前で公言したこと、及び、Xの年齢等を揶揄する発言をしたことが、本判決で認定されている。

本件で認定された極めて詳細な事実からすれば、本件でのY2の行為がアカデミックハラスメントに当たるとした本判決の判断には、概ね異論の余地がないものであり、実際、本件における両当事者は、本判決に対して控訴等をしておらず、本判決の判断は確定している。

もっとも、本件におけるハラスメント対応の特徴については、一般論としてなお議論すべき点が残されていることにも、併せて注意しておく必要がある。

第1に、本件におけるXの研究内容は、アンケート調査等に係る研究倫理申請等の手続を除けば、X独自の判断に基づいて進行させることができたものであり、大型の装置を用いた実験等を行う研究のよう

に、必然的に周囲の学生や教員と共同して行う必要があるものではなかったため、XとしてはY2からの被害をある程度の範囲に留めることができたものと考えられる。また、本件においてXの周囲には、Xを精神的に支援していた学生がいたようであり、被害相談や手続の進行、本件裁判における証言等を通じて、Xの主張が真実であるとの認定に、大きく貢献したことが窺われる。要するに、本判決は、ある意味でハラスメントが明確に認められた典型的な事案であるが、同時に、学生が自己の研究内容を他人によって妨害あるいは停滞させられる危険性がかなり小さく、かつ、Xの周囲にXを支援する他の学生が存在したことを考慮すると、認定がやや困難であると思われる研究指導上のY2の言動の多くが、ハラスメントと認定される方向に条件が調っていたものと評価することが可能である。さらに、Xは学校教員の身分を維持してY1大学に入学しており、いわゆる「就職活動」を在学中に行う必要がなかったことも、Xにとって被害が拡大しないことに与ったものと思われる。

しかしながら、第2に、XがY2からハラスメントに当たる研究指導を受け続け、途中で指導教員の交替が認められたものの、ハラスメント相談や申立に関するY1大学の手続に時間がかかり、事実上XがY1大学を修士修了する直前に到るまで、Y2に対する処分は行われなかったことが明らかである。このような対応や手続の遅れによって、XのY1大学における学生としての生活が、相当苛酷なものとなったことは、想像に難くないところであろう。実際、Xが修士論文を作成する時期と、Xがハラスメント相談から申立を行っていた時期とはほぼ重なっているわけであり、Xの受けた心労は相当のものであったことが予測されるが、仮にXが正規最短期間で修了をすることができなかった場合、かかる事態がY2によるハラスメントに起因するものであるか、あるいは、X自身の能力等に起因するものであるかの判断は、極めて難しくなるものと考えられる。

さらに第3に、本件のY1大学がそれ程大規模の大学でなく、かつ、法学の専門家を多数擁しているわけではないことを考慮しても、本件におけるY1大学の手続の進行や対応には、迅速さに欠ける点が明らかに感じられるほか、手続上の公正さに関しても、Xに対する配慮に欠けるとされる点において、改善の余地が多々あるものと評さざるを得ない。実際、ハラスメント申立を受けて大学が行う調査活動は、犯罪捜査や裁判等と異なり、法律上の強制力が付与されているものでないほか、特に教員がハラスメントの加害者として申し立てられている事案においては、調査委員の中に同大学の教員等が含まれていることが少なからずあり、どこまで真実に近い事実を確認できるか、さらに、ハラスメントの被害を受けた者の利益をどこまで実質的に保護することができるかは、何とも言いえないところがある。しかしながら他方、大学がハラスメント申立に基づく調査と称して、ハラスメントの加害者とされた者の利益を不当に損なうことがあってはならないことも当然であり、大学としては難しい判断を迫られることになるものと思われるが、仮に大学関係者のみで委員会を構成することに困難がある可能性があるならば、学外の第三者、特に法律の専門家に応援を依頼することは、検討する必要があるであろう。

裁判においてハラスメントの有無が争われる事案は、極めて苛酷な状況が相当期間にわたって継続し、耐えることができなくなった被害者が、身体的にも精神的にも極度に追いつめられた状況で提訴してくるものであり、かつ、前述のとおり、相当の証拠が存在するか、第三者による支援を受けることができなければ、主張が認められること自体が難しいのが実情である。これに対して、大学内で生ずる「ハラスメント申立」の中には、本件のような極めて深刻な事案よりも、むしろ、当事者間で話し合いの上、和解させる方が対応として合理的と考えられるものの方が多数を占めるため、裁判所に提訴される事案においては、話し合いを強調し過ぎたことに基づく大学側の対応の不備が事実上目立つ、ということになるものと思われる。さらに、事実としてのハラスメントが存在しないにもかかわらず、申立を行う側の者の虚偽あるいは精神状況に専ら起因した事案も、相当の割合を占めてくることとなり、その中から、被害者を直ちにかつ確実に救済しなければならぬ事案を選別することが、現在の大学では求められているわけであるが、この点も、強制力のない調査を行うことしかできない大学にとって、対応が難しくなる大きな要因となっている。

今後におけるハラスメント事案は、少なくとも申立件数のみに着目すれば、増加することはあっても減少することは期待できないものと思われ、単に事案数の増減のみを考慮するのではなく、「被害者の救済」

が真に必要な事案がどのようなものであるかを正確に見抜く冷静な視点が、法律学を専門とするか否かにかかわらず、全ての大学関係者に対して要求されているものと考えられる。

【他の評釈等】

本件については、村元宏行・季刊教育法 200号116頁（2019年）がある。

（了）
（人文社会系准教授）